

平成31年4月からの年金額をお知らせする 「年金額改定通知書」「年金支払通知書」 の発送について

年金受給者の皆様に、「年金支払通知書」、「年金額改定通知書」を発送します。
令和元年6月14日に年金のお支払いがある方については「年金支払通知書」を、年金額が改定された方には「年金額改定通知書」を、新しく年金が決定された方については「年金証書」を次のスケジュールで発送します。

1 発送スケジュール

令和元年6月7日から6月11日にかけて、順次発送します。

- ・郵便事情を考慮し、お手元に届くまで3日程度お待ちください。
- ・「年金支払通知書」と「年金証書」など、異なる種類の通知書は別々に発送しますので、必ずしも同日にお手元に届かない場合があります。

2 通知書作成日

令和元年6月6日

3 お問い合わせ先

- 「年金額改定通知書」、「年金証書」については
審査第一課(03-3261-9849)または審査第二課(03-3261-9843)
- 「年金支払通知書」については
給付課(03-3261-9846)
- 一般的な年金相談については
年金相談室(03-3261-9850)

年金支給日前後は、電話が大変混雑し、つながりにくくなりますのでご了承ください。
また、電話番号をご確認のうえ、おかけ間違いのないようご注意ください。
なお、お問い合わせの際には、8594から始まる「年金証書記号番号」または「基礎年金番号」のわかるものをお手元に用意してからお電話くださいますようお願いいたします。